



平成 21 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長井 幸夫
(コード番号 2533 東証・大証・名証第一部、札幌)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
山口 徹 (TEL 03-3575-2777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。

この改正に伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等及び条数の変更を行うものであります。

また、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条第 1 項につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 3 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 26 日 (予定)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (記載省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 当社は、前項の規定に係わらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。 <u>ただし、取締役会の定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第 8 条 (記載省略)</p> <p>第 9 条 (記載省略)</p> <p><u>(株券の種類)</u></p> <p>第 10 条 当社の株券の種類については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 11 条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める単元未満株式の買増し請求をする権利</p> <p>第 12 条 (記載省略) 2. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める単元未満株式の買増し請求をする権利</p> <p>第 10 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人及び株式取扱規則)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>4. 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株主名簿管理人及び株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>4. 当社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第14条 } (記載省略)</p>	<p>第12条 } (現行どおり)</p>
<p>第19条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第17条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第20条 } (記載省略)</p>	<p>第18条 } (現行どおり)</p>
<p>第28条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第26条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第29条 } (記載省略)</p>	<p>第27条 } (現行どおり)</p>
<p>第35条</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p>第33条</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第36条 (記載省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>第37条 (記載省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社はこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>